資　　料

台風 15 号による歴史的建造物（古民家）の被害状況報告及び保存に向けた事前調査の実施について

令和元年 9 月の台風 15 号により被害を受けた歴史的建造物（古民家）について、被害状況の報告と保存に向けた事前調査の実施について、ご報告いたします。

１　当該建造物の概要

（１）所在地　　千葉市花見川区畑町
（２）所有者　　個人
（３）建築年代　　18 世紀後半（建築形式から推定）
（４）規模　　間口 11 間、奥行 5 間、部屋数 7 部屋
（５）概要（詳細　別紙①）

当該建造物の所有家は千葉氏の家臣が土着した家柄と伝えられ、江戸時代には割元名主を務め、苗字帯刀を許されていたほか、領主が宿泊するなど格式ある家柄である。当該建造物は建築様式から 18 世紀後半の建築と考えられており、市内に現存する農家建築では、規模・外観共に最も格式高いものと考えられる。また、当該建造物は、「下総三山の七年祭り」（千葉県指定無形民俗文化財）における宿として利用されるなど、地域の歴史や伝統行事にとっても重要な要素を持つ。

現況写真１　建物正面

現況写真２　建物正面

２　被害状況

令和元年 9 月の台風 15 号により、茅葺屋根の覆い屋根（亜鉛鉄板）が大きく破損し、建物裏側の茅葺屋根のほぼ全面が露出するとともに、屋根を支える構造材の一部及び煙出し部分が損壊するなどの被害を受けた。（詳細　別紙）

被害状況１　建物裏側

被害状況２　建物裏側

３　これまでの経緯

所有者から台風 15 号による被害報告を受け、令和元年 10 月に職員による現地確認を実施するとともに、過去の調査記録や歴史的価値に関する確認を行った。

確認の結果、所有家は江戸時代に割元名主を務めた格式高い家柄であったこと（『千葉市史資料編８』）や、当該建造物は『千葉市文化財調査報告書 第三集 千葉市の民家』(1979)の中で調査されている建造物であることが確認され、建造物の歴史的価値については、河東義之委員から国登録文化財又は市指定文化財の価値を有しているとのご意見をいただいた。

これを受け、当課では当該建造物を市指定文化財の候補に位置付け、指定に向けた手続の確認や所有者の意向確認などに取り組み、令和 2 年 12 月、文化財的価値を裏付けるための資料作成を目的とした事前調査を実施することに対して所有者から同意をいただいた。

４　保存に向けた事前調査の実施について

当該建造物は、昭和 54 年度に千葉市教育委員会が実施した民家悉皆調査の対象として、建築当初からの改変箇所が少なく保存状態が良好であることが確認され、住宅配置図、現状平面図、痕跡図、復元平面図が作成されている（『千葉市の民家』千葉市文化財調査報告書第三集）（別紙①）。今回、市指定文化財の候補として検討を進めるにあたり、現状の文化財的価値を判断する必要があるため、前回調査時からの改変箇所の確認や測量に基づく平面図等の作成などの現状確認調査を新たに実施する。